

生活衛生関係営業の振興について

経済対策について

都道府県指導センターにおける経営指導・相談体制の強化について

- 中小企業診断士等の専門家の積極的な活用、地区相談の実施か所数の増加等指導相談体制の充実強化。
- 日本政策金融公庫等との連携強化、経営指導員等に対する研修の実施(相談支援連絡協議会(仮称)事業)に要する経費を平成21年度予算(案)に新規計上。
- 各種補助事業の積極的な実施及び必要な予算の確保。

セーフティネット保証の対象業種拡大について

- 原油・原材料価格や仕入れ価格高騰の影響を受けている698業種(平成20年12月10日現在)の中小企業者が対象。
- 一般保証とは別枠で、無担保保証で最大8000万円、普通保証で最大2億円までを信用保証協会に100%保証。

生活衛生セーフティネット貸付制度の充実について

- 経営環境変化対応資金
 - ・貸付対象(売上高減少)要件:10%以上減少 → 5%以上減少
 - ・貸付限度:振興運転貸付との通算5,700万円 → 別枠5,700万円 など
- 金融環境変化対応資金
 - ・貸付限度:別枠3,000万円 → 別枠4,000万円

振興指針の改正について

- 今年度は以下の5業種について改正
 - ①理容業 ②美容業 ③クリーニング業
 - ④興行場営業 ⑤飲食店(すし店)営業今後、所要の手続きを経た後、官報告示する
- 各生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっている
- 各都道府県においては、地方厚生局と連携を図り円滑に実施されるよう御協力方お願いする

政策金融公庫の「生活衛生貸付」について

平成21年度予算(案)

- 貸付規模 1,750億円

○ 貸付条件

・振興事業貸付

設備資金:特別利率③ → 振興設備利率(仮称)

運転資金:基準利率 → 特別利率①

(標準営業約款登録者は特別利率①→特別利率②)

・省エネ設備

対象品目に「太陽光発電設備」、「風力発電設備」を追加し、適用利率を特別利率③とする。(平成22年3月31日まで)

等